

辰野町新商品開発等事業者補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略における特産品又は地域資源を活用した新商品の開発や既存商品を改良することにより、事業者等の競争力強化や販売意欲を喚起させ、地域経済の活性化及び辰野町の魅力を町内外にPR及び知名度の向上を図るため、開発費用等に要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 辰野町内に事業拠点をおく事業者（個人事業主を含む）
- (2) 事業を継続して行うことができると認められる者
- (3) 町税の滞納がないもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ただし、この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、他の国、県又は町の補助金等の交付を受けて実施する事業は除く。

- (1) 特産品又は地域資源を活用したもの
- (2) 町のPR及び知名度を向上させるもの
- (3) ほたるのまちづくりを推進するもの
- (4) 当該申請の属する年度末までに完成させることができるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、開発及び改良に要する経費、販売促進に要する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

ただし、交付決定日以前に執行した補助対象経費を除く。

- (1) 原材料費
- (2) 消耗品費
- (3) 備品購入費
- (4) 委託費（専門性を必要とする内容に限る）
- (5) 広告宣伝費

- (6) 印刷製本費
- (7) その他町長が必要と認める経費
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の3分の1以内とし、限度額を200万円とする。算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、辰野町新商品開発等事業者補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 開発費用等に係る見積書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を辰野町新商品開発等事業者補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

2 町長は、前項の交付決定を行う場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の変更又は中止)

第8条 前条の交付決定を受けた者が、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は中止するときは、辰野町新商品開発等事業者補助金変更・中止申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この申請書の提出を省略できる。

2 町長は、前項の変更・中止申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について辰野町新商品開発等事業者補助金変更等交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了1月以内又は年度末のいずれ

か近い期日までに、辰野町新商品開発等事業者補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書（様式第8号）
- (2) 領収書等支払いを証する書類の写し
- (3) 事業の実施過程を記録した書類（写真等）
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し辰野町新商品開発等事業者補助金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求手続）

第11条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかに町長に辰野町新商品開発等事業者補助金交付請求書（様式第10号）により補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、補助金を交付する。

（概算払等）

第13条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定額の10分の8以内の額を概算払により交付することができる。

2 概算払を受けようとする申請者は、第6条の規定による交付決定通知後、辰野町新商品開発等事業者補助金概算払交付申請書（様式第11号）に理由を付して町長に提出しなければならない。

（概算払の額の確定）

第14条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき時期および補助金の額を確定し、辰野町新商品開発等事業者補助金概算払交付確定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（概算払の交付）

第15条 申請者は、概算払を受けようとするときは、辰野町新商品開発等事業者補助

金概算払交付請求書(様式第 13 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第 16 条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取消し又はすでに交付をした補助金を返還させることができる。

(1) 偽りなど不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。